

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月26日
【事業年度】	第114期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社トプコン
【英訳名】	TOPCON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横倉 隆
【本店の所在の場所】	東京都板橋区蓮沼町75番1号
【電話番号】	東京（3558）2536
【事務連絡者氏名】	取締役兼専務執行役員 総務・経理グループ統括 沖田 和夫
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区蓮沼町75番1号
【電話番号】	東京（3558）2536
【事務連絡者氏名】	総務・経理グループ 主計部長 沖原 正彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出致した、第114期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項があったので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものである。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(2) 省略

（訂正後）

(1)～(2) 省略

(3) 取締役の員数

当社の取締役は、17名以内とする旨を定款で定めている。

(4) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めている。

(5) 株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項

① 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款で定めている。

② 剰余金の配当等

当社は、株主への機動的な利益還元等を可能とするため、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨を定款で定めている。

(6) 取締役会決議事項を株主総会では決議できないとした事項

当社は、株主への機動的な利益還元等を可能とするため、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨を定款で定めている。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数確保をより確実にするため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めている。

以上